

## 日出町公用車車両広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日出町広告掲載要綱（平成18年日出町告示第49号。以下「要綱」という。）に基づき、日出町が所有する公用車車両（以下「公用車」という。）への広告掲載に対し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格及び掲載位置)

第2条 公用車に掲載する広告の規格は、縦50センチメートル以内、横70センチメートル以内とし、掲載位置は、町長が指定する車両の後部座席の左右両側面とする。

(広告掲載料)

第3条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、車両1台につき1か月当たり5,000円とする。

(広告掲載及び撤去方法)

第4条 広告掲載する方法は、ラッピング・フィルム、カットティング・マグネット・シート等の剥離が可能な素材を使用し、第2条で規定する位置に貼り付けるものとする。

2 広告掲載者が広告の貼付け及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように町長と事前に協議の上、日程及び工程を決定し、町長の指示に従って施工するものとする。

(掲載できない広告)

第5条 要綱第3条第11号の広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めたものとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 蛍光又は反射効果を有する材質が使用されたもの等で、公用車運行中の周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの
- (2) 文字表記が縦書きであるもの等で、公用車運行中の周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのあるもの
- (3) 前2号のほか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 公用車運行上の支障となるもの

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告について日出町のホームページ、広報誌等により行うものとする。

2 年度途中に公用車の掲載場所に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は、1か月を単位とし、最大で1年間とする。ただし、年度の途中で広告掲載を開始した場合は、当該年度の末日までとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載者と町長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、町長が定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載者は、日出町公用車車両広告掲載申込書兼町税納税状況調査承諾書(様式第1号。以下「申込書」という。)により、広告案を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、日出町ホームページの電子申請を用いて行うことができる。

3 広告掲載者が申し込める広告は、1か月について公用車1台限りとする。ただし、掲載広告に空きが生じた場合は、3台を上限に申込みことができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載者の数が予定の枠数を超えたときは、次の各号に掲げるものの順位により決定するものとする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体その他のこれらに類するもの

(2) 町内に主たる営業所、店舗等を有する企業又は事業所

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、日出町公用車車両広告掲載(許

可・不許可）決定通知書（様式第２号）により広告掲載者に通知するものとする。

４ 広告掲載者が同一順位で複数いる場合は、抽選により順位を決定するものとする。

５ 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告掲載者に修正を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第１０条 広告掲載者は、前条の規定による広告掲載許可決定後１５日以内に指定の納付書により広告掲載料を一括全納するものとする。

（広告掲載者の責任）

第１１条 広告掲載者は、公用車に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

２ 広告掲載者は、広告の内容、方法等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容、方法等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを町長に対し保証しなければならない。

３ 広告掲載者は、第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において早急に解決するものとする。

（費用負担等）

第１２条 広告の作成費用、公用車への掲載費用、掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなった場合の撤去費用その他の費用については、広告掲載者が負担するものとする。

２ 広告物の掲載及び撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告掲載者が経費を負担して原状回復しなければならない。

３ 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に町の責において広告物の破損等が生じた場合は、町が原状回復するものとする。

（広告掲載料の還付）

第１３条 広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載が

できなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第 1 4 条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかった場合

(2) 指定する期日までに原稿の提出がなかった場合

(3) その他町長が不適切と認める場合

(その他)

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

日出町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代 表 者 名  
電 話 番 号  
メールアドレス

日出町公用車車両広告掲載申込書兼町税納税状況調査承諾書

日出町公用車車両に広告を掲載したいので、日出町公用車車両広告掲載取扱要領第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望広告内容（版下原稿）

別添のとおり

2 掲載希望期間

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）

3 申込みにおける承諾事項

次の事項について承諾します。

- （1）広告は、日出町広告掲載要綱第 2 条の広告の範囲とし、掲載の可否は町長が決定します。
- （2）広告の掲載位置は、日出町公用車車両広告掲載取扱要領第 2 条に基づき、町長が決定します。
- （3）会社及び代表者ともに日出町税の滞納はありません。
- （4）日出町の広告掲載の資格審査のため、会社及び代表者の町税納付状況調査を日出町が行うことを承諾します。

|           |  |
|-----------|--|
| 承諾欄（代表者名） |  |
|-----------|--|

4 添付書類 業務内容がわかる書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

日出町長

日出町公用車車両広告掲載（許可・不許可）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった日出町公用車車両への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 可とする。

（1）広告掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）

（2）広告掲載車両

号車

（3）広告掲載料

円

（4）広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

（5）広告掲載条件

日出町公用車車両広告掲載申込書の承諾事項に従うこと。

2 不可とする。

事由